

5 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針

農 薬 名		水 濁 指 針 値 (mg/L)
殺	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
虫	トリクロルホン(DEP)	0.05
	ペルメトリン	1
剤	ベンスルタップ	0.9
殺	イプロジオン	3
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)
菌	シプロコナゾール	0.3
	チウラム(チラム)	0.2
	チオファネートメチル	3
	トルクロホスメチル	2
	バリダマイシン	12
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
	剤	ベノミル
除	シクロスルフアムロン	0.8
	シマジン(CAT)	0.03
草	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	フラザスルフロン	0.3
剤	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051(MCPAとして)

注1) 表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADIの10\%配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2) 表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を10倍した値を指針値とする。

また、水産基準値が設定されている農薬については、その値を10倍した値を指針値とする。

注3) 表に掲げた水濁に係る暫定指導指針値については、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を水濁指針値とする。

また、水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合にはその値を10倍した値を指針

値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載されており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

(水濁基準値) https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

(水産基準値) <https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>